

んでいくかという、ちょっと心許ない感じがあるんですね。ひとつは、ワーカー、(ファミリー) ソーシャルワーカーといわれている人がどれだけ施設の中にいるかということ。それから、日常生活のケアをするいわゆる保育士が、現在ほとんど短大ないし専門学校の2年間の教育を経て施設に入ってきている。状況によっては長く続けられる人もいますが、やはり実際には大変です。継続して仕事を続け、その体験のなかで色々なことを身につけていくことができていないですよね。とすると、いくら(ある子どもが)入ったときに支援計画をつくって、何年かして見直したとしても、その都度担当者が変わっていたり、あるいは変わらなかったとしても担当者の力が十分でないとなると、実際には難しいんじゃないかと。それから、「計画」とかそんな先のことよりも、今いるこの子を今日一日どう安全に過ごさせるか、それからいろいろな子どもたちのグループをどう収めていくか、ということ。今日一日、今この大変さをどう乗り越えていけばいいのかということだけで精一杯の中では、いくら制度的に計画を作ることが義務づけられたとしても、児相は児相でてんてこまい、施設職員は毎日のことでてんてこまい、というであるとするならば、これからどうでしょうか、と言われてもね。

松原 そうすると、計画を立ててプロセスを踏むという重要性はありながら、今まさに目一杯でやっているなかで、それがなかなか実現には移していけないという限界も一方であるということでしょうか。

瀧口 あの先生がなさっていた最低基準の改定ですか、あそここのところで実現できなくて大変残念に思っていると思うし、施設やその他の人も思っていると思うけれども、職員の配置基準が変わらなかった、ということは、一体何を考えているのでしょうか。計画書いてそれでうまくいくと思ってるのでしょうか、と言わざるを得ないと思いますね。

2. 措置変更に関わる問題点について

松原 少し論点を移しますが、養護施設は、就学年齢以降のお子さんを預かっている一方で、小さい子どもたちも預かっています。そのなかで、措置変更で入ってくるお子さんも相当数にのぼっていると思うんですが、今の措置制度、とくに2歳なり3歳という年齢がきますと、年度であったり誕生日であったりバラバラですけど、乳児院から児童養護施設へ移ってくるという今の制度の問題点について、少しお話をいただけるでしょうか？

瀧口 やっぱり幼児期、特に2歳から3歳の時期は、愛着関係その他考えると、一番離されることの痛みが、意識的にも大きい年齢だと思うんですね。まあ、赤ちゃんのときが一番大事なんでしょう。1歳から2歳になる時期ね。でもそれはそんなに意識や記憶として赤ちゃん自身がどうかっている、とわからないということがある。だから余計大事っていう面があると思いますけれども、2歳になるとある程度自分でもはっきりと意識できる様になる。その時にあえて離していくという制度、乳児院と児童養護施設の年齢の区切りというのはやはりあまり好ましくないと思うんですね。わたしは発達心理とか専門的なことはよくわかりませんが、その辺はもっと大事

に、人間関係や基本的な信頼関係というものを継続させていける、体制がいいのではないかと考えています。乳幼児ホーム構想もいいかなって思っています。2歳になったら種別として違う施設、乳児院から児童養護施設に移すという措置変更をしないで、学校に上がるちょっとくらい前までのところを一貫して、安心して生活できるようにしていく。人間関係もそうですし、生活環境そのものもそうだし、親との関係という意味でも、2歳のところで切っていく必然性はあまり無いんじゃないかと思っています。昔は医学的、衛生的な面で、赤ちゃんのところはしっかり管理していかないと命を保つことも難しかった。そういう時代のなかで、「まずは1歳」というのができて、今度は2歳まで延長したという、そんな意味あいではないんじゃないかなとわたしは思っています。

松原 そのことに関わって、2点伺いたいんですが、まず一点は、今の状況で、仮に2歳とか3歳でお子さんを受け取った児童養護施設側というのは、相当そのあと苦労されるものなのでしょうか？

瀧口 2歳で措置変更されてきた小さい子のケア？それはすごく苦労していると思います。職員以上にこどもがやっぱり苦労していると思います。

松原 これは、同じ年代で直接親元から入ってくるこどもたちと比べても、大変だということですか？

瀧口 より大変なんじゃないかと思っています。ある面では集団に慣れているとか、時間をきちっと守った、いわゆる施設のスケジュールに順応するとか、そのような意味では、家庭からきた子よりは、場合によってはスムーズに適応、順応するように見えることはあるかもしれませんが。でも、児童養護施設の職員の方々も、乳児院から来た小さなこどもに対しては、色々な思いを持っていると思います。それから、中学あるいは小学校高学年、場合によっては中学を卒業してから児童養護施設に入ってきたこどもたち自身も荒れていたたりして、そのこどもたちが、2歳くらいのこどもを慈しんで、兄弟関係に近いような（感情を抱けるようになるという）、異年齢のよさを十分に活かしていけるようなゆとりがないと思うんですね。

松原 それと、2番目なんですが、児童養護施設のなかでもいくつか低年齢児専門にやっている施設がありますね。幼児院とか。そうすると、また就学年齢になるとそこでまた措置変更が起こるわけで、年齢はどこで切っても結局養育環境が変わるんじゃないかと、それはどうかという批判的な見解も一方であるんですが。例えば乳幼児ホームを設定いたしますと、就学年齢まででその先家庭に戻れないと、やっぱり児童養護施設かなということになると思うんですが、そうすると、2歳でそれを経験するか、6歳で経験するかの差になると思います。そのことを踏まえた上で、乳幼児ホーム構想だとか、6歳で変わるということについてはどのようにお考えですか？

瀧口 体験していないので、わからないことを前提にしてですけども、わたしはやっぱり2歳で変わるよりは学校に上がる前に、この辺は寸前というのではなくてかなり幅を持たせてですけども、新しい児童養護施設に落ち着いて慣れて、それから学校に上られるくらいがいいと思います。誕生日が来たらすぐとか硬直したやり方ではなくて、個々のこどもの状況によって、一年くらいの猶予をもって、十分に新しいと

ころに慣れて小学校に上がれるということならば、基本的な人間関係の形成という意味では、2歳で離してしまうよりはいいのではないかと思います。ただ、乳幼児のあいだずっと幼児だけで過ごすというのは、社会性の発達にどうかということも若干言われたりもしています。それはやっぱり養護の仕方ですから、施設から地域の幼稚園を利用するとか、色々なことをしながら、乳幼児だけの世界にこどもを埋没させてしまうことなしに、いろいろな仕方で社会性をつけていけば、その辺はカバーできるんじゃないかと思います。

松原 最近、わたしの不勉強かもしれませんが、全養の大会などをみていますと、制度改革にどう対応するかということと、被虐待児童への対応、それからいわゆる高年齢児への対応ということが話題にのびります。けれども、いわゆる幼児のケアというのは、ここ数年あまり話題にのびっていないように思うんですけども、これは何か事情があるのでしょうか？

瀧口 わたしも現場にいるわけではないのでよくわからないのですけれども、事情はやっぱり高年齢のこども、あるいは虐待された子どもの対応に翻弄されているから、言葉は悪いですけども目先の、今すぐ何とかしなくてはというところに焦点が合わさっている。でも、心の中では、あるいはもう少し落ち着いて考えれば、一番大事な幼児期の養護が基本になるということはみんな考えていて、そこが手抜きになっていることはとてもいけないことだと思っているとは思いますが。場合によっては、幼児はまだ必然的に手がかかるのでいいんですけども、小学校の低学年ですね、この辺りが一番抜け落ちてしまっている。（この時期は）悪さをしてもさほどではなく、ちょっと強く注意すればなんとかかなるけれども、小学校高学年や中学生くらいになると、口で言ったんじゃ聞かない、色々な問題行動とかが出てくる。それは、思春期になっての問題と同時に小さいときからいたとしたならば、小さいときの養護がきちっとできていないからでてくる問題だということはみなさん認識はなさっていると思われます。やむをえず、というところではないでしょうか。だから、そこを手厚くすることの方が何よりも大事だと思います。

3. 児童養護施設の機能と今後の可能性について―諸システムとの連携

松原 そのことも踏まえて、逆に児童養護施設側が、乳児、0歳、1歳児場合によっては2歳児を最初からケアをするという可能性なんですけれども。先ほど、大きいこどもたちに兄弟関係のようなプラスの面を期待するゆとりがないんじゃないかというお話をされていましたが、児童養護施設側が、年齢を下げたって、乳幼児も対象に含めるという可能性についてはどうお考えですか？

瀧口 その辺りは、だめとは言いきれないんじゃないかと。今の乳児院が持っている機能・条件をきちっと備えたうえで、施設の種別としては、場合によっては（児童養護施設の）乳児部というかたちで一緒にしてもいいんじゃないかと思います。

松原 なるほど。先ほど養護系施設とおっしゃったわけですから。

瀧口 現在、併設するところが増えてきていますよね。養護施設に乳児院を併設する

というかたちで。それは、今は制度上児童養護施設と乳児院というのが別種の施設ですから、併設するというかたちになっているかもしれない。でも場合によっては、こどもを育てる施設と考えれば、条件さえ整えていくなれば、同じ種別の施設のなかで乳児部あるいは乳幼児部をつくるということも、考えてもいいのではないかと思います。

松原 一定の敷地で許せば、少し規模を小さくして乳児部をつくる可能性があるということですね。

瀧口 そう。だから、児童養護の方も、50人とか80人とかいうのではなくて、せいぜい20人から30人くらいで。その中のこどもも、状況によっては地域で小規模施設にだしたりというようなかたちをとって、同じ施設のなかで乳児部をつくると。ただ、単価はずいぶん違うんですね。

松原 そうですね。

瀧口 そういうところがもう少し柔軟性をもっていけば…

松原 あとは、まさに併設ですから、人事システムも違うので、持ち上がりにはなかなかないかないということはどう思われますか？

瀧口 もし同じ種別で、乳児部というかたちにすれば、場合によっては持ち上がりも可能だし、一貫性ある養護という意味では、制度の壁はひとつ払われるかなと思いますけど。

松原 こういう話しをした場合に、よく乳児院の方で危惧されるのは、今回の法改正でもそうだったんですけど、年齢が上がると職員の数がおちてしまうので十分なケアの提供ができないという意見が出てくるんですね。児童養護施設側からすれば、逆に乳児の部分を持てば、職員数が増やせるかもしれないという面がある。こどもに対する職員数の違いということも、このような問題を考えていくときに大きな課題となっているんですが、もともとの最低基準そのものの問題も含めて、職員配置という点についてはどうお考えですか？

瀧口 基本的な児童養護の職員配置は、学齢以上は6人に一人とか、本当に現実にあわないわけで、それをもっと現実にかちつとした養護ができる基準にしていくというのが前提ではないかと思います。ただ、それで乳児と養護とまったく同じに配置すればいいのかというと、それは社会的な効率という側面からどう考えるかということだと思います。数さえ増えればいいということではありませんよね。

松原 そうですね。かえって交代制が複雑になるとこどもにとってのマイナスの面も生じるでしょうから。

瀧口 乳児も養護も一貫性を、ということで乳児の基準にみんな合わせればいいかという、今度はこどもの数より職員の数の方が多くなってしまうということになりますね。それでいい養護ができるかという、必ずしもそうではないですから。その辺はこどもの発達段階に応じた配置をし、全体としては、色々大変な思いをしてきているこどもたちに対する手厚いケアを提供するという。普通は親がやっているから施設でできるでしょ、という感覚ではない基準を。兼ね合わせですね。

松原 その辺で象徴的なのは、乳児院にヒアリングに行ったりしますと、保育士等の方がご自分の休暇でこどもを家に連れて帰ったり、ちょっと外に連れ出したりという

ことをされています。「これを勤務時間のなかに含めないんですか？」と質問すると、「休暇にやっているから意味がある」という意見が、比較的乳児院の場合には強い印象を受けました。これは瀧口先生はどうお考えですか？児童養護施設を想定していたら結構なんですが。

瀧口 施設の先生方が現に「休暇でやるからこそ意義があるんだ」というのはなぜだろうと考えると、言葉は悪いけれども、「〇〇ちゃんのために特別にやっているのよ」ということでの意味づけが大きいと思うんですね。でもそれは日頃の（業務の）中でできないから、あえてそのような意義付けをするということだと思います。日常の中でできれば、わざわざ休日の中でやっているということと言わなくても、きっと職員もこどもも納得できるんだと思うんですね。今はやむをえない。勤務の中でひとりのこどもだけを自分の家に連れて帰ってしまったら、他のこどもを誰が見るのかということで（他の人に）余計に負担がかかってしまいます。だから（今は）「特別」なことは休日にやっているんだけど、それが通常のケアの中で可能な体制になればいいと思います。やっぱり職員は休みをちゃんととった方がいいと思いますし。

松原 そのような意味あいでは、地域小規模児童養護施設というのは密接した関係をこどもと作れると思うんですが、一方で逆に、そのかたちで労働基準法を守れるかといえば、難しいと思いますね。そうすると、先生がおっしゃっていた親施設のバックアップ体制が非常に大切になると思うんですが、こどもとの関わりを保ちながら、職員の方の休暇等も保障するということは、現実には今後どのような展望を持つべきでしょうか？

瀧口 一番難しいと思います。ひとつの方法は、24 時間続けて働くというわけにはいかないけれども、小規模施設の場合は生活を基盤としたケアにかなりの部分が変えられるので、日常の生活場面の中で、勤務時間に縛られないようなかたちでこどものケアをすることができると思います。それを前提として、例えば2年間集中的に小規模施設で頑張ったら、半年間は完全に有給休暇をとるとか、集中労働・集中休暇みたいなことをやって、日常生活の中でこどもとの濃密な関わりを保っていく。もちろん、365 日まったく休まないわけにはいかないもので、その辺は本体施設との関係の中でカバーしていくと。里親さんに似ていますよね。

松原 ある意味で変形労働制を拡大していくということになるかと思いますが。

瀧口 場合によっては、そこまでいなくても、外国の家庭などでよくこどもを夏休みのキャンプに長期間出したりしていますけれども、施設でも2週間くらいサマーキャンプに出すといったようなことを、本体施設と協力しながらやっていけたらいいと思います。いわゆる週休二日とか8時間勤務体制をとろうとすれば、小規模施設はやっていけない。

松原 そうすると、例えば2年とおっしゃいましたが、その2年のなかでこどもを家庭に返せるのか、引き続き養育をしていくのかという見極めがないと、せっかく2年間慣れ親しんだ人が急に半年いなくなるということもあるわけですから。2年以内にそういうことを考えていくということにもつながるわけですね。

瀧口 そうですね。その2年が妥当かどうかという点もありますけどね。こどもとの関係、あるいは生身の人間として、心身ともにリフレッシュした関係でないで養護で

きないですよ。それははたして2年もつのかどうか、その辺はちょっと…

松原 まさに実験プロジェクトとしてやってみないとわからないと？

瀧口 そうですね。やってみないとわからない。けれども、試みしてみる価値は十分にあると思いますね。

松原 その、いくつかの新しい試みの中で、海外では親子で通所・宿泊するというかたちでケアを提供している施設もずいぶんあるんですが、こういうものを児童養護施設で提供する可能性はありますか？

瀧口 あると思います。いわゆる本体施設を機能的に整理していくなかで、センター化した部分にいくつかのユニットをつくって、いわゆるショートステイをやる。それから親子で生活させて色々な援助をして、地域に戻って親子で生活できるようにしていくという機能などがとても大事になってくると思いますね。

松原 そういったことを本体施設が試みて、中長期的なケアが必要なこどもについては、地域で規模を小さくして生活をする。

瀧口 そうですね。

松原 それで、後者の方は、段々里親に近いようなかたちになっていくと思いますけれども、先生が最初におっしゃったように、日本の場合は養育里親そのものがなかなか伸びない。むしろ減少傾向にあるし、候補者が高齢化しているという現状があると思うんですけれども、今後の里親という社会的な養護の見通しについては、どうお考えですか？

瀧口 子育てが負担であるという意識が、子育てをする年代の、特に女性に強くなってきているという傾向が、一般的にはある。そのなかで、いわゆる社会的養護として養育里親をやりましょうというような人がどんどん増えてくるということは、残念ながら思えないですね。あとは…なんていったらいいのかな、本当なら、施設でもっと保育士を続けたかったんだけど、自分の人生設計も持ちたいと思ってやめるという方も結構いますよね。そうしますと、専門里親というか、ちゃんと給料を払って、自分の家庭で自分の子を育てながらももちろんいいと思いますけれども、養護のこどもを受け入れてやっていくということを、かなり抜本的にやらないと、今の里親制度のままでは先行きは明るくないのではないかと思います。

松原 そうすると、ここも現行制度の改革が必要になるということですね。そのなかで、わたしが今やっているプロジェクトのキー概念でもあります、社会的養護を必要としているこどもにとってのパーマネンシーをどうやって保障していけるかという、非常に大きな課題となると思うんですけれども。瀧口先生としては、このパーマネンシー保障という点について、どういった方向性があるとお考えでしょうか？

瀧口 今、若年で、のぞまないこどもを身ごもって、やむをえず産んで、育てる気持ちもまったくないというこどもの場合、このような場合でも養子縁組はなかなかうまくいっていないですよ。だから、生みの親（実父母）が完全に養育を放棄しているこどもの養子縁組、特別養子もありますけれども、その辺をもっと積極的に進めていく、それが一番のパーマネンシーだと思うんですね。親、家庭を持たないこどもに関

しては。

松原 それは、例えば東京の「わの会」とか岡山の医師会でやっているような養子縁組の民間組織の強化ということになるんですか？

瀧口 そうですね。ただ、安易にそれをする、国際的にも人身売買が問題となったりしているので、その辺をきちっとした資格を機関に認めていくということをしなければならないと思いますけれども。児相任せとかいうことではなくて、もう少しそういうことを専門的に行なえる機関をつくるなりして、知り合い同士の養子だけではなくて、社会的な養子縁組を進めていくという方向性がひとつだと思います。

それから、育てる気持ちがあるようなないような、実際には（養育が）できないんだけど、養子に出したくない、里親さえいやだけれども、引き取るような心の準備も具体的な条件も整えようとしなくて、このようなケースがパーマネンシーを考える上で一番問題だと思うんですね。とすると、制度の問題もさることながら、そういう親に対してケースワーク的な対応を通じて、色々ときめこまかなことをやりながら、自立への計画を実行するということになると思うんですけれども。なあなあ親に児相もなあなあ、施設もまあまあというかたちでひきずっていくというのが一番多いと思うので、これをきちっとしていくのがひとつだと思いますね。具体的には、先ほどのように、乳児院から児童養護施設へ移る際に職員が交代したりすることとか色々ありますけれども、その辺はもう少し柔軟な体制のなかで一貫性を考えていくということですね。インテークからアフターケアまできちっとしたことをしていかなければいけないんじゃないかと思います。

松原 それで、親が家庭に引き取ることを決意した場合に、日本の場合は保育所はそれなりに充実していると言ってもいいと思いますが、その他にこれといった在宅で利用できるサービスがないんですけれども。施設から引き取って、家庭で地域のなかで養育をしていくときに必要なサービスについて、保育所以外で何か必要だと思われるものはありますか？

瀧口 数少ないし、適正に配置されているわけではないのでいけませんけれども、児童家庭支援センターですね。施設に付設されるという。それが乳児院にであれ母子生活支援施設にであれ、ただ相談とか訪問だけではなく、具体的な生活面でのケアもそのセンターができるような、そういうものが地域にできてくればいいかなと。保育所ですと、時間的な制限だとか年齢的な制限もありますよね。そういうことを考えると、24 時間機能をもつ入所施設にある場合は状況によっては夜間のケアを在宅でも利用できるし、年齢的にも中学くらいまではケアできます。そういうものができてくると、家庭に根拠を置いたとしても、こどもも親も助けられるようになるので、いいかなと思います。

松原 部分的な引き取りといいますか、例えば週末は施設で過ごすとか、その逆でもいいんですけど、そういうのはいかがですか？

瀧口 それも色々なパターンというか、色々なサービスがあっていいと思いますね。ただ、生活の安定性が欠けてくる場合もありますので、施設のセンター部門での対応と、長期間そこで安定した生活を大事にしていく部門との役割分担をしっかりとしていければ。色々なかたちを利用しつつ、できるだけ本来の家庭のあり方というか、親

とのつながりを切ってしまうのではなくて継続させていくというかたちがいいと思います。

松原 こどもの生活の安定性ということで、現行の制度に乗った上での質問になるんですけど。措置変更をしますと、よく児童養護施設側で、こどもが慣れるまで一ヶ月とか半年間は面会に来ないでくれという言い方をされるところが多いような気がするんですが、これはどうお考えですか？

瀧口 ひどい虐待ケースの場合は論外ですよ？

松原 ええ論外です。

瀧口 親が子どもに危害を加える心配はないけれども、何らかの事情で家庭で面倒が見られないからお願いしたという場合ですね。これは、親もこどもも落ち着くことを優先理由して一ヶ月は面会禁止ということはしなくていいと思います。

松原 翌日から会いに行っても構わないんじゃないかと？

瀧口 そうですね。ただ、その場合は、施設側の職員の力がないと。（職員が）親子関係あるいはそういう状況の中で自分とこどもとの関係を築いていくこと、そして他のこどもを納得させるだけの力をもっているか、ということに関わるから。それが無いのにやるということは、色々な面での弊害が出てくると思うので、やらないのだと思います。でも、やれるようになった方が、こどもにとっても親にとってもいいと思います。

松原 職員体制が整うまでという話しになると、ずるずるとできないことになるから、それを目指していくということになるんでしょうか。

瀧口 いかかですか？

松原 いや、わたしもそう思うんですけどね。

瀧口 だから、それぞれのこどもの状態、親の状態、親子関係、施設の状態に応じて柔軟な対応ができるようにね。そこが児童養護施設のいいところだと思うんですよ。色々な状況の中で柔軟に対応して、総合的にこどもの発達を守っていけるというところが、養護の意義だと思っているんです。

4. 児童養護の今後のあり方について

松原 そうしましたら、最後に、児童養護施設というのは近い未来どのようなかたちが変わっていくべきなのか、ここまでは本体施設と地域に点在する小規模児童養護施設というお話があったと思うんですけど。ここで全体像を近未来的に示していただいて、ヒアリングのまとめにしたいんですが。

瀧口 最初に言ったように、乳児院とか児童養護施設の壁をひとつ取り除いて、社会的に養護が必要なこどもを、社会的に自立できるまで一貫して、親も含めてケアできるのがいいのではないかと。その場合、乳児と中学生を同じ部屋に置けばいいのか、とかそういうことではなくて、その中で機能的に分けたり、発達段階に応じて重なりつつ見ていくということ。形態としては、センター的な本体施設とブランチ式で本体に所属した小規模施設やグループホーム。そして、センター的な機能をもつ施設が、地域の里親ともつながって、必要なときにレスパイトができ、緊急のときにはすぐに

飛んでいけるような仕組み、自立援助ホームみたいなものと、地域の中でつながっていけるようになればいいんじゃないかなというイメージはあります。

松原 措置制度はどうお考えですか？

瀧口 措置制度ですか？措置制度は、しばらくは必要だと思います。現在の状況の中で、これだけ虐待問題が増えてきたりしていると、いくら利用契約といってもね。福祉的なのか、司法的なのか、親権も含めてその辺の合意が制度的にも意識的にも整っていくことができないうちに、措置制度を撤廃してしまうというのは、実質的には子どもの権利侵害につながっていくケースが、今よりももっと増えてくるように思います。措置制度をずっと続けていくことがいいことであるとは思いませんけれども。他の分野が利用契約に移ることによって、権利擁護という点からも児童養護が時代の流れに乗り遅れているんじゃないかという捉え方がかなりありますよね。そういう一面もあるかなと思いますけれども、基本的にはもうしばらくは措置制度は続けるべきではないかと。措置だからといって施設を選べないとかということではなくて、措置制度は保つけれども施設は選択できるとか、先ほどの「柔軟な」という意味はその辺も考えていくべきであると思っています。

松原 用意した質問事項は大体お聞きできたんじゃないかなと思います。どうもありがとうございました。